

男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン
作成検討ワーキング・グループ（第6回）
議事次第

令和6年10月24日（木）
14：00～15：00
対面及びオンライン実施

1 開 会

2 議 事

男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成に向けた
提言の取りまとめ

3 閉 会

【配布資料】

資料1 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン提言
（案）

資料2 構成員からの主な御意見に対する対応表

【参考資料】

参考資料1 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン
作成検討ワーキング・グループの開催について
（令和5年10月13日 計画実行・監視専門調査会）

参考資料2 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン
作成検討ワーキング・グループの運営について
（令和5年11月10日 座長決定）

参考資料3 男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドライン
作成上の基本的な考え方（令和5年11月10日内閣府男女共同参画局）

男女共同参画センターにおける業務及び運営についての
ガイドライン作成検討ワーキング・グループ（第6回）
議事録

1 日時：令和6年10月24日（木）14時00分～15時00分

2 場所：対面及びオンライン開催

3 出席者：

座長	鈴木 準	株式会社大和総研常務執行役員
構成員	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部部长
同	亀田 美香	福岡県筑前町企画課長
同	國井 淳子	東京都新宿区子ども家庭部男女共同参画課長
同	高橋 睦子	恵泉女学園大学人間社会学部教授
同	納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同	山内 良太	静岡県沼津市政策推進部地域自治課長

<オブザーバー>

独立行政法人国立女性教育会館

磯山 武司 理事

文部科学省 中園 和貴 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

<事務局>

内閣府 岡田 恵子 男女共同参画局長

同 小八木 大成 大臣官房審議官（男女共同参画局担当）

同 大森 崇利 男女共同参画局総務課長

同 松川 伸治 男女共同参画局推進課積極措置政策調整官

同 松村 紗也子 男女共同参画局総務課課長補佐

2024-10-24 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（第6回）

14時00分～14時48分

○鈴木座長 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第6回「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

座長の鈴木でございます。

本日は、谷本構成員と遠藤構成員は御欠席と伺っております。

また、事務局の内閣府のほか、オブザーバーとして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の中園課長、独立行政法人国立女性教育会館の磯山理事にも御出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、事務局から資料について説明をお願いします。

○松村課長補佐 内閣府男女共同参画局の松村と申します。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は、本ワーキング・グループにおけるこれまでの議論を踏まえまして、事務局において、資料1のとおり、ガイドラインの作成に向けた提言案を作成しておりますので、構成員の皆様におかれましては、取りまとめの御議論をお願いできればと思っております。

時間の制約もございますので、これまでのワーキング・グループにおける説明との重複は避けて、全体の構成とポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。

全体の構成につきましては、第5回ワーキング・グループにおいて御議論いただきました提言案の骨子に基づいて作成しております。

全体を4部構成としており、第1に「はじめに」として、ガイドラインの位置づけ、第2として「男女共同参画センターの役割」を整理した上で、第3として、第2に掲げた役割を果たすための業務内容、さらに、第4として、第3に書かれた業務を実施するための環境整備について整理しております。

既に構成員の皆様には、事前におおよそのところをご覧いただいているところと思いますので、今回、詳細の説明は省略させていただこうと思っておりますが、これまでのワーキングで御指摘いただいた点を中心にポイントを絞って説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

「ガイドラインの位置づけ」とございますが、これまでのワーキング・グループにおきまして、センター設置のハードルを高くせず、できることから段階的に実践できるようなガイドラインとするという御指摘をいただきましたことから「2 ガイドラインの位置づけ」のうち、特に3パラ目におきまして「地方公共団体に対し、画一的な対応を求めたり、

ガイドラインに記載された内容を強制したりすることはせず、地方公共団体が各地域の課題及びニーズに応じて、センターの役割を十全に果たすことを前提に、柔軟に運用されるべきものとして作成する必要がある」としております。

また、これまでの御指摘として、ガイドラインの最後に参考資料をきちんと付して、これまでワーキングで行った実態調査結果を用いて客観的な事実を掲載するとともに、自治体の取組事例集も付すと良いのではないかと御指摘をいただきましたので、最後のパラグラフの下から5行目辺りからですが「ガイドラインは広く地方公共団体において参照されるよう、実態調査の結果や各センターでの取組事例等も盛り込みながら、平易な内容とするとともに積極的に周知することが望ましい」と記載しております。

次に、6ページをご覧ください。

真ん中辺りに「3 男女共同参画センターの位置づけ」とございますが、こちらは、地方公共団体の幹部職員が、男女共同参画センターの必要性を理解して、センター設置の働きかけや、男女共同参画に関する意識改革、行動変容が促されるような記載をしてはという御指摘をいただきましたので、3つ目のパラグラフですが「政府がガイドラインを周知する際は、地方公共団体がセンターの必要性を理解し、センターの設置が促進されるよう強く働きかけることを求める」と記載しております。

最後のパラグラフですが、第4として「男女共同参画センターの理念」ということで、こちらもセンターの理念について、男女共同参画社会基本法に規定する基本理念にのっとって記載してはどうかという御指摘を踏まえて、男女共同参画社会基本法に基づいて記載しているところです。

10ページをお願いいたします。

具体的な業務内容に入ってまいります。御指摘の一つとして、男女共同参画センターの相談員の確保が困難であることに鑑みて、特にNVECがセンター職員向けの体系的なオンライン研修を開発し、当該研修を履修したセンター職員は、相談員として業務をきちんと行える体制を構築すべきだという御指摘をいただきましたので、こちらにつきましても、実態調査の結果、多くのセンターでは外部の専門家を活用せずに、センター職員が相談員として対応していることを踏まえ「NVECが開発する、相談員として必要な知識、相談対応の手法等を体系的に学べる研修教材等を活用し、センター職員の相談員としての資質の向上を図り、相談体制の充実を目指す」と盛り込んでおります。

次は、11ページをお願いいたします。

下のほうに「3 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修」とございますが、前回、センターが行う広報・啓発につきましては、センターが地域における男女共同参画を先導するカタリストとして、地域の状況を大きく動かすような事業を目指していくべきではないかと御指摘いただきましたので、こちらには、広報・啓発の講座研修に当たって、地域住民に男女共同参画とは何かを知ってもらって、男女共同参画は、自分とは無関係ではないことに気づいてもらうために「センターは、情報収集、調査研究、相談対応

等を通じて浮き彫りになった地域の課題と、それらの解決に向けた地方公共団体の施策について、効果的に発信する存在となるべきである」と記載して、その後、地域で活躍する女性をエンパワーメントすることを目的とした広報・啓発や講座等を実施して、地域における男女共同参画の意識改革とか行動変容を進めていくことが重要であると記載しております。

次に、13ページをお願いいたします。

こちらは「業務実施のための環境整備」になりますが、職員に専門性を発揮してもらうためには、処遇改善について明記するべきではという御指摘もいただきましたので、2つ目のパラグラフに、地方公共団体はセンター職員に研修等の機会を提供することによる職員の資質の向上とか、勤務環境を用意し、能力と業務に見合った処遇に配慮することが求められると記載しております。

次に、14ページをお願いいたします。

こちらは「業務のデジタル化」についての記載が真ん中辺りからありますが、これまでのワーキングにおきまして、限られた人員と財源でセンターを運営していくに当たって、NVECが中心となってセンターのデジタル化を進めていくということを御指摘いただきましたので「2 業務のデジタル化」の3つ目のパラグラフに、今後、NVECと全国のセンター相互間で必要な知見とノウハウの共有を可能とするための情報プラットフォームの在り方について記載しているところです。

17ページをお願いいたします。

こちらは、センター同士の近隣での市町村間での広域連携の在り方についてですが、単独のセンターでは、センターの機能を十分に発揮できない場合には、近隣の市町村と役割分担をして事業を行うことが考えられますので、そういった場合に、専門的な研修への参加を政令指定都市や中核市が周辺の市町村に対して参加を呼びかけるなど、単独の市町村では実施が難しいもの等を共同で行うことが考えられると記載しております。

後ろに飛びまして、27ページなのですが、これまでのワーキングで、センター主催の事業について、センターの役割を踏まえた範囲に制限をかけて、地域住民のグループやNPOの事業について、ある程度柔軟に実施できるような書きぶりとするべきと御指摘いただきました。地方公共団体にとっては、センターが管理する施設、会議室等に対する地域住民の幅広いニーズに応じていく実情もあるところ、実際にレクリエーション活動とかボランティア活動を行う場として、広く一般に開放している例があるけれども、そのような場合でも、きちんと本来の役割を考えて、センター主催の事業については、男女共同参画社会の形成を促進する上で、どのような意義があるのかということ等を常に意識して、留意するべきであると、冒頭の1パラ目、2パラ目に記載しているところです。

後ろの「8 男女共同参画センター設置に当たっての留意点」ですが、今後、男女共同参画センターを設置するに当たって、施設を必要とするかどうかということにつきましても、既存の施設に男女共同参画センターの名称・機能を付与することも考えられるもの

の、相談事業など、一般的にプライバシーの保護に留意しなければいけないものについては、所要のスペース等の確保も必要ですので、そういった事業については、施設があれば、こういうことが可能になりますと幾つか例示を挙げているところでございます。

全体のポイントとしての説明は以上でございますが、今後のスケジュールについて、簡単に御説明いたします。本日、このワーキングにおきまして提言の取りまとめをいただきましたら、11月以降に開催が予定されております計画実行・監視専門調査会におきまして、鈴木座長から御報告いただく予定となっております。その上で、同専門調査会で本提言について了承いただけましたら、政府としてこの提言を受け止め、事務局としてガイドラインの作成に移ることを考えております。

ガイドラインの作成については、センターの法定化を内容とする所要の法案の提出も予定しておりますので、今後の法案審議等での議論も含めて、来年度を想定しているところでございます。

短いですが、私からの説明は以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

そうしましたら、事務局からの説明につきまして、御質問なども含め、意見交換をいたしたいと思っております。できましたら、1回の御発言は2～3分程度にまとめていただけると、構成員の皆様が複数回発言いただけるのではないかと思います。それでは、どなたからでも構いませんので、挙手いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員

今御説明いただきました提言案に関してですが、まず、3ページ目に「ガイドラインの位置づけ」と書いてくださっています。

その箇所について、3ページの3段落目に「ガイドラインに記載された内容を強制したりすることはせず」と、かなり丁寧に書いてくださっていますが、一方で、行動変容を含めて、変化を求めなければいけないということもガイドラインの趣旨ではないかと思うところなのです。

なので、3段落目の「地方公共団体に対し、画一的な対応を求めない」で十分なのではないでしょうか。「画一的な対応を求めることはなく、地方公共団体が各地域の課題及びニーズに応じて」云々と。「ガイドラインに記載された内容を強制したりすることはせず」という一節は書き込み過ぎかなと思ったところです。

個人的な意見になりますが、発言させていただきました。

まずは以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。納米構成員、お願いします。

○納米構成員 納米です。

今回、最後だということで、最初と同じく、今日は会場にお邪魔させていただいて参加

させていただいております。

まず、事務局におかれましては、事前に丁寧に意見を聴取してくれまして、それを踏まえて、できるところは取り入れてくださっていることに感謝申し上げたいと思います。

そして、先ほど高橋構成員がおっしゃった点には、私も賛成でございます。

確かに、画一的な対応を求めないということなのですが、でも、これに沿ってやってほしいということだと思うので、重複するところは省いていただければと思います。

このガイドラインでいいなと思うところをまず述べさせていただきたいと思います。

一つは、センターの位置づけとして、センターが法的に位置づけられた際には、ガイドラインについても、法律上の根拠を持つことを明記すべきだということをきちんと書いてくださっていることは、非常に心強いと思います。

それから、センターの職員の処遇についても、能力と業務に見合った処遇に配慮することが求められるということですが、ここもきちんと書き込んでくださっていることはありがたく思います。

その上で、28ページの「8 センター設置に当たっての留意点」で、これからいろいろな自治体でセンターをもっとたくさんつくっていただくに当たっては、既存の施設に機能を付加していくこともあり得ることだとは思いますが。

ただ、ここに3つ●があって書かれているのは、全てスペース的なことですね。

ここに、もう一度、センターが何をするとところなのかということ踏まえた書きぶりをしていただけたらいいのではないかと思います。

8ページの第3の①～③の3つの業務をやるところがセンターなのだということだと思いますので、地域における男女共同参画を推進していくために、①～③をやっていくところなのだということをきちんと踏まえた上で、もし既存の施設に機能を付加することに当たっても、これを押さえる書きぶりをしていただければと思います。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

今、お二人から出た、「強制したりすることはせず」というあたりですが、センターを「法令に位置づける」と書いてあり、センターの役割を十全に果たすことを前提にとも書いた上で地域ごとの柔軟性について述べています。ガイドラインは助言であって、法律構成上、そもそも強制することができないものであるならば、わざわざ強制しないと書く必要はないと私も思うところであります。

それから、今、納米構成員からありました後段の物理的なスペースの話は、そこで何をするのが大前提になればならないと、というお話かなと思いました。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

こちらから指名させていただいてよろしいですか。

沼津市の山内構成員、いかがでしょうか。

○山内構成員 山内です。よろしく申し上げます。

22ページなのですが「(4) 政策・方針決定過程への女性の」以下なのですが、●が4つある中で、一番上の「首長自らが女性の政治参画の必要性ややりがいをテーマにセンターで」というところなのですが、取組例ということで挙げてはいただいているのですが、結構具体的だなというところがあって、ここまで書いた趣旨というか、御説明いただけたらと思うのですが。

○鈴木座長 御質問ということで一旦答えていただいでよろしいですか。

これは、「取組例」ということではありますが、回答をお願いします。

○松村課長補佐 こちらは、第4回のワーキングのときに、男女共同参画に取り組む各センターの様々な事例を御紹介させていただいたところなのですが、政策・方針決定過程のうち、政治分野、特に地方議会議員としての女性参画を進める例として、兵庫県小野市の男女共同参画センターにおいて、小野市長と地域住民との間で、政治分野への女性の参画を促すための懇談会やプレゼン力を向上させるための勉強会を開催するほか、市の行政説明を受け、議会議員として議会用の質問作成を行う勉強会など、かなり具体的なことをいろいろと実施されているので、それを一つの優良事例として、こちらに掲載させていただいたということでございます。

○山内構成員 ありがとうございます。

○鈴木座長 今の点については、よろしいですか。

山内さん、ほかに続きはございますか。

○山内構成員 現時点ではございません。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もしお手が挙がらないようであれば、日本商工会議所の大下構成員、いかがでしょうか。

○大下構成員 御説明ありがとうございます。

全体としては、これまでの議論を丁寧にまとめていただいて、異論ありません。

私ども商工会議所に関わる部分で言うと、20ページ「(2) 女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携」です。記載いただいている内容で問題ないかと思っておりますが、改めて読ませていただくと、1つ目の●に「センターで行う男女共同参画に関する調査研究結果を地方公共団体の労働・産業関係部署に共有する」とあります。その上に、前提として、協議会の枠組みがあってという流れで入ってきているのかなという気もしますが、地域の商工会議所や業種ごとの事業者団体にとっても、経済分野、職業分野における男女共同参画、あるいは女性活躍に関するセンターさんが行われる調査などがあるのであれば、それは共有していただくと、非常に参考になるのではないかと改めて思いました。

というのは、我々も女性活躍は非常に大事だと思っていて、調査を行っているのですが、我々がリーチできるのは事業者さんなので、働いている女性一人一人にはなかなかリーチが難しいのです。

そういう意味では、働いている女性一人一人の意識調査などがもしあるのであれば、そ

れを事業者にも共有していただくのは、ひいては地域の事業所における女性活躍の推進にも役立つのではないかと思います。

あと、最後の●で商工会議所の名前も挙げていただいて、講座のことを書いていただいています。

「講師を派遣してもらう等の連携により」ともありますが、単純にセンターさんと共催というのも十分にあり得るかなと思います。

この辺の書きぶりはお任せしますが、以前もこのワーキング・グループで申し上げたかもしれませんが、商工会議所の側は、申し訳ないのですが、センターさんのことをあまり意識していない部分がありますので、こういうことを書いていただくことで、センターさんの側から、地域の商工会議所をはじめ、業種団体に何らかの形でアプローチがなされて、ここに記載いただいたような職業生活支援にうまくつながればと思っております。

私からは以上です。

ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

「共有」や「連携」という言葉がこの提言にはたくさんあって、この提言の一つの特徴になっているかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

新宿区の國井構成員、お願いします。

○國井構成員 ありがとうございます。

これまで私も含めて意見させていただいたことを本当にきちんとまとめていただきまして、ありがとうございます。

先ほど質問でもありました、3ページの「ガイドラインに記載された内容を強制したりすることはせず」は、私も取っていいかなと思っております。

というのも、センターが既に設置されていますし、条例なども制定しているところから、目標は高く掲げたほうが私どもは推進しやすいかなと思っておりますので、私も「強制したりすることはせず」はなくていいかと思っております。

そして、目標といたしますか、あるべき方向性とか、そういったものは高く掲げていただいたほうが、それを基に男女共同参画を推進していくところで、私どもは逆にやりがいがありますといたしますか、やっていく上で進めやすいところがありますので、このような形で記載していただけて、私どもはやりやすいかなと思っております。

以上です。

○鈴木座長 大変前向きな御意見をいただいて、ありがとうございます。

そうしましたら、筑前町の亀田構成員、お願いできますでしょうか。

○亀田構成員 亀田です。

私も、13ページになりますが「人材の確保・育成」で、今までいろいろと意見を言わせていただきましたが、それがきちんと反映されていて、とてもうれしく思っております。

センター職員に求められる能力は、このとおりだと思います。

これが目に見える形でこのように表していただいたことで、自分たちにどんな力が足りないのかとか、どういった力をつけていかななくてはいけないのかがはっきりしますし、その後押しとして、NWECのほうでそういった研修の体系等も整えていただければ、私たちはとても業務をやりやすくなりますし、人材育成もできるようになるのかなと思います。なので、処遇改善とか階層別の体系的な研修の必要性など、提言内容が充実してよかったですとっております。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

私も、職員に求められる能力が、非常に分かりやすく整理できていると思いますし、育成に関しても、このワーキングにおけるいろいろな意見を反映した書きぶりになっているとされているところだと思います。

今日御出席の皆様には一通り御発言いただいたと思いますが、2ラウンド目ということで、御意見をさらにいただければと思いますが、いかがでしょうか。

山内構成員、今、お手を挙げていらっしゃいましたか。

どうぞ。

○山内構成員 お願いします。

私の印刷のページがずれているもので、すみません。

11ページの「3 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修」で、一番下の「そのため、地域住民に固定的性別役割分担、アンコンシャス・バイアス、ジェンダー・ギャップに対する世代間の意識の違いに気付いてもらうためや」の後に「性別由来の困難に直面している女性が」と書いてあるのですが、これは女性だけに特定するものなのか、男性や多様な性に配慮したほうがよろしいのではないかとこのところがありますが、いかがでしょうか。

○鈴木座長 その点について事務局から何かございますか。

○松川調整官 事務局でございます。

こちらは、広報・啓発や講座の例として挙げているものですので、当然、性別由来の困難は、男性も直面している方はいらっしゃると思いますので、特にそうした広報・啓発、講座をセンターが行うことを否定しているものではございません。センターが扱う事業としては、比較的女性に来ていただくことが多かろうということで、事業例として出させていただいたものでございます。

○鈴木座長 山内さん、よろしいですか。

○山内構成員 ありがとうございます。

○鈴木座長 では、ここはさらに、事務局において考えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

納米構成員、お願いします。

○納米構成員 今回の山内構成員の御意見なのですが、その点については、27ページに、例えば男性が性別由来の困難を気軽に相談できる窓口が少ないことを踏まえ、男性のみを対象とした相談対応の実施日を設けることやといった記述もあるので、この部分でカバーできているのではないかと考えます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、私からちょっとだけ、一構成員として申し上げたいと思いますが、全体にワーキングで出た様々な意見を相当取り込んでいただいていると思いますし、基本法から説いてあって、図解を入れていただいたのは非常に分かりやすくいいと思うところであります。

その上で数点ですが、まず、近隣のセンター相互の連携について、17ページ辺りで述べられているのですが、行政ですので、基本となるのは自治体単位ということではあります。ただ、実際の我々の生活は、通勤や通学などで1つの雇用圏・生活圏をつくっていて、それは歴史や文化、食生活、その地域の人々の考え方など、かなり共通した要素で構成された単位です。そういう意味では、例えば②のような連携は非常に意味があるというか、これは政令市・中核市のセンターとA町のセンター双方にとってプラスになる話であります。実際の生活圏あるいは雇用圏ということで考えると、こういう連携をやっていっていただくのはすごく重要だと思います。

一点、先ほど優良事例のお話がありましたが、先進事例や好事例の共有も連携の一環になりうると考えます。それは、ひょっとしたらNWECさんに結節点になっていただくような話なのかもしれませんが、例えば近隣でなくとも全国の似たサイズの自治体同士が連携するとか、常に情報交換をするとか、そういうこともあり得るかなと思います。ここであえて「近隣の」と書いてあるのは、何か考えがあるのか、もし事務局からコメントがあれば、いただきたいと思います。

○松村課長補佐 ありがとうございます。

確かに、一般的に、地域の男女共同参画社会の促進のために、センターが果たす役割として、地域住民の方の課題解決に向けて、都道府県、市町村、中核市等の連携で、まずはその業務を多少分担してでも取り組んで、それをきちんと住民に還元していくとともに、そこで相談や調査研究において把握した情報をまた新たな講座とか広報に活かしていくところを意識していたのですが、おっしゃるとおり、今後、NWECが機能強化され、ここにも記載したとおり、情報プラットフォームのようなものができれば、地理的に離れていても、同規模の地方公共団体が連携して、例えば新たな講座等を、オンラインで行うなど、センター業務は必ずしも現地で取り組まなければいけないものには限らないので、そういったことも今後、一つの連携の在り方として考えていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

情報プラットフォームについて記述されていますので、17ページの提言の書きぶりはこ

のままでよろしいと思います。今申し上げたことは議事録等でテークノートしておいていただければと思います。

もう一点、3ページですが、前回のワーキングでディスカッションがあった実態調査の取扱いについてはいかがでしょうか。あれだけの調査をやったのだから、それを活用しないのはもったいないというお話が納米構成員などからございましたし、高橋構成員からは、それをガイドライン本体ではないにしても、参考資料のような形で使えないかという御提言があったと思います。「実態調査の結果も…盛り込みながら」と述べてあることについて、何か現時点で考えはあるのでしょうか。もちろん、どう盛り込むかはまだオープンだということであれば、それはそれで結構なのですが、「盛り込む」とはどういうニュアンスなのか、コメントいただければと思います。

○松川調整官 ありがとうございます。

ガイドラインそのものは、来年度に策定してまいると説明がありましたが、その文面の中に、実態調査から得られたデータをエビデンスとして盛り込めればという趣旨でございます。

例えば、先ほどお話の中にも出てきた職員の処遇の面について、まだまだ十分な処遇が得られていないと御意見もいただいております。実態調査を踏まえて、このような提言をいただいたので、そこはぜひとも自治体には御配慮いただきたいというようなことは、実態調査の結果も引用しつつ書ければいいのではないかと思うところでございます。

また、運営形態においても、公設公営のものもあれば、公設民営のものもございまして、それらがどういう分布で存在していて、それぞれこういう特性があるというようなことは、これも実態調査の結果を示しながらガイドラインにも表していきたいと考えております。

また、実態調査の結果自体をそのまま使うか、あるいは少し概要のような形にさせていただくかはともかくといたしまして、参考資料として、例えばガイドラインの後ろにつけるとかした上で、自治体にも周知してまいりたいと考えておるところでございます。

○鈴木座長 大変ありがとうございます。

そういう方向で、実態調査をできるだけ積極的に活用するという考えに立っていただければと思います。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょう。

高橋構成員、先ほどまずはここまでとおっしゃっていましたが、いかがですか。

○高橋構成員 瑣末なことかもしれないのですが「エンパワーメント」という言葉につけられている引用のところがやや気になっているところです。

全体としては非常によくまとめてくださっていると思うのですが、12ページの注の13番だったと思います。

「エンパワーメント」ということで「自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること」と書いてくださっているのですが、一方で、少し調べてみますと、内閣

府様の女性のエンパワーメント原則（WEPs）に「エンパワーメント」の定義が書かれています。ここでは女性のエンパワーメントですが「女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること」と。これは男性にも、女性にも当てはまることですが、女性のエンパワーメント原則に書かれている「エンパワーメント」の書き方のほうが整合性があるのかなと思ったところです。なので、御検討いただければいかがかなと思ったところです。

それと「アンコンシャス・バイアス」とか、ところどころに片仮名で出てくる用語を全て注でつけるのか、一覧にするのか。提示の仕方は、どちらが見やすいかによりますが「アンコンシャス・バイアス」は注を振ったほうがいいのかと思ったところです。

以上でございます。

○鈴木座長 「エンパワーメント」は、その定義について何か決まりはあるのでしょうか。

○松村課長補佐 こちらは、今は第5次男女共同参画基本計画の用語解説として「エンパワーメント」の説明を記載しているところなのですが、今御指摘いただいたことのほうがより具体的な書きぶりになると思いますので、そちらに修正を考えたいと思います。

○鈴木座長 「アンコンシャス・バイアス」は、初出で一応定義してありますね。「アンコンシャス・バイアス」は4ページが初出ですかね。

「性別による無意識の思い込み」と定義してあって、それ以降は「アンコンシャス・バイアス」と表記してあるかと思います。

○松川調整官 承知しました。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

納米さん、何かございますか。

○納米構成員 ありがとうございます。

私が最初に申し上げた27ページの留意点のところなのですが、8ページの①～③の業務をやるところが男女センターなのだという書きぶりのほうが良いと申し上げたのですが、その前提として、7ページにある基本法に提示されている基本理念に沿って、8ページの①～③をやるところが男女センターなのだと。そういうストーリーになるのかなということで、付け加えさせていただきたいと思います。それだけです。

○鈴木座長 ありがとうございます。

日商の天下構成員、先ほど日商さんに関わる部分はこれでよいということでしたが、それ以外のところで何かございませぬでしょうか。

○天下構成員 いいえ。特に先ほどの発言に異論等はないです。

ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

國井構成員、追加で何かございますでしょうか。

○國井構成員 特に追加は。

先ほどお伝えしたとおり、目標高く推進していければというところだけです。大丈夫です。

○鈴木座長 今のようなご意見も、ぜひ議事録に残しておいていただきたいと思います。

亀田構成員、追加の御意見、御質問はございませんでしょうか。

○亀田構成員 いいえ。特にはありません。

情報基盤の整備と14ページにあるのですが、これについても、センター間での情報交換とか共有、ネットワークの構築というバックアップにつながっていくのかなど。単独の町村にとっては、規模が小さくても、事業内容とか体制の整備・充実につながるのではないかと、思って、大きなことだなと考えて読ませていただきました。

○鈴木座長 ありがとうございます。

うまくやれている自治体やセンターはいいと思うのですが、やれていないところに、ガイドラインも含めて、どういうメッセージを打ち出していくかというところが、今後、非常に重要だと思います。

皆様、大変ありがとうございます。

本報告書につきましては、先ほど冒頭に事務局から御説明がありましたように、本日、おおよその内容について確定させる必要がございます。

本日、構成員の皆様から御意見をいただきましたが、案について、若干の調整は今後必要と思いますが、基本的に一応、おおむねの一致を見ることができたのではないかと考えております。もし改めて引き続き調整したい点がございましたら、事務局に御相談いただきたいと思います。事務局と調整させていただいた後、私に御一任いただき、その上で本報告書を取りまとめることにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○鈴木座長 皆様うなずいていただいております。

大変ありがとうございます。

本日の議論を踏まえて、必要な調整を加えた上で取りまとめたものを、今後予定されております、これも先ほど説明がありました、計画実行・監視専門調査会において私から報告することといたします。

修正後の確定版といいますか、完成した報告書につきましては、後日、本ワーキングの構成員の皆様には、同調査会への報告前に、事務局よりお送りする予定としたいと思います。

それでは、最後に、オブザーバーとして参加いただいております文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の中園課長から一言御発言をお願いしたいと思います。

○中園男女共同参画共生社会学習・安全課長 文部科学省の中園でございます。

音声は聞こえておりますでしょうか。

○鈴木座長 聞こえております。

○中園男女共同参画共生社会学習・安全課長

ありがとうございます。

今回、この取りまとめの中におきましても、例えば18ページ目、19ページ目のように、教育・学校分野との連携なども盛り込んでいただき、大変感謝しております。

私どもとしましても、女性教育を進めていく、さらに学校教育において充実させていく、さらにそれを地域に面として社会教育として進めていくことに当たりましては、男女共同参画センターとの連携が非常に重要だと考えてございます。

精力的な委員の皆様の御議論、また、事務局の御努力によりまして、こういう形で成案としてまとめていただいたことについて、改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○鈴木座長 中園課長、ありがとうございました。

次に、独立行政法人国立女性教育会館の磯山理事からも一言お言葉をいただきたいと思っております。

磯山理事、お願いいたします。

○磯山理事 NWECの磯山でございます。

聞こえておりますでしょうか。

○鈴木座長 聞こえております。

お願いします。

○磯山理事 提言案の取りまとめ、ありがとうございます。

NWECも、新法人になれば、センターオブセンターズとして、全国の男女センターのバックアップが主要な業務の一つになってまいります。

本日の提言案の中にも、NWECに関わる内容として、具体的な記載もなされております。こうした取組について、NWECの新たな役割として、しっかりと取り組んでいかなければならないと受け止めております。

今後は、各地のセンターと対面で、あるいはオンラインで情報交換をさせていただく機会も増えてくると思います。こうしたことを重ねながら、センターとNWECとの協力関係、ネットワークの構築を図り、また、NWEC自身の体制の強化も図りながら、提言案に基づき、今後策定されるガイドラインに応じてまいりたいと考えております。

最後に、センターの法的位置づけに関しまして、今後、センターの法的位置づけが明確になれば、センターオブセンターズとしてのNWECの役割や存在感もより確かなものになると思っておりますので、関連法案の早期成立を期待します。

NWECからは以上でございます。

ありがとうございました。

○鈴木座長 磯山理事、大変ありがとうございました。

それでは、最後に、岡田局長に締めくくりの御発言をいただきたいと思います。

○岡田男女共同参画局長 このワーキング・グループ発足以来、非常に長い時間をかけまして、また、細かいところまで御検討いただきまして、改めて御礼申し上げます。

本日、ある程度までまとめていただきましたものを、先ほど座長からお話がありましたが、座長と御相談させていただきまして、取りまとめということで作業を進めてまいりたいと思います。

今後とも、センターの業務、また、NVECの業務について御理解いただけますと幸いです。

本当にありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

若干時間は早いですが、以上で、本日のワーキング・グループを終了させていただきたいと思います。

本日をもちまして、本ワーキング・グループは最終回でございます。

構成員の皆様の御意見によってよい提言がまとめられつつあることにつきまして、構成員の皆様、オブザーバーの皆様、事務局の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

以上で終了したいと思います。